

消費税転嫁・表示カルテルの取り組みについて

1. 公正取引委員会への届出について

全ト協は、平成25年12月9日、都道府県ト協を含め一括して「消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為(転嫁カルテル)」および「消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為(表示カルテル)」を公正取引委員会に届け出て、受理された。

届出の内容は下記のとおりである。

○転嫁カルテル

- ① 各事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格(消費税額分を転嫁する前の価格)に消費税額分を上乗せする旨の決定
- ② 消費税率引上げ後に発売する新製品について各事業者がそれぞれ自主的に定める本体価格(消費税額分を転嫁する前の価格)に消費税額分を上乗せする旨の決定
- ③ 消費税額分を上乗せした結果、計算上生じる端数の処理方法の決定(その他 単位0.1円)(処理の方法については、各事業者の判断で行う。)

○表示カルテル

- ① 見積書、納品書、請求書、領収書等について、消費税額を別掲表示するなど消費税についての表示方法に関する様式を作成し、統一的に使用する旨の決定
- ② 価格交渉を行う際に税抜価格を提示する旨の決定

2. 転嫁・表示カルテルの具体的取組について

(1) 消費税転嫁に係る要請文の発出について

消費税率引上げに伴う転嫁について、荷主団体(中央団体)に対し要請文書を発出した。また、要請文書の雛形を都道府県ト協に送付した。(別紙1)

(2) 広報活動について

- ① 全ト協機関紙「広報とらつく」において、消費税転嫁対策特措法の解説を掲載し、啓発を図った。今後、公正取引委員会からの情報記事を掲載する予定。
- ② 全ト協提供ラジオ番組「ドライバーズ・リクエスト」において、消費税転嫁に対する理解と協力を求める。

(3) 公正取引委員会主催の「転嫁拒否等についての移動相談会」等の活用について

公正取引委員会では消費税率の引上げに関する移動相談会を実施しており、これを効果的に活用することによって、会員事業者向けの消費税転嫁に関するセミナーを開催する。

(4) トラック協会による転嫁拒否等に対する相談対応について

減額、買いたたき等の転嫁拒否行為を受けた会員事業者の相談に対応し、公正取引委員会等、行政の窓口の紹介等を行う。

(5) その他

転嫁・表示カルテル等に関するQ&Aを作成する。

別紙 1

全ト協発第490号(企)

平成26年1月27日

荷主業界団体 代表者 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会 長 星 野 良 三

消費税率引上げに伴う転嫁のお願いについて

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、トラック運送業界に対し格別のご理解、ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご高承のとおり消費税法が改正され、消費税率が平成26年4月1日より現行の5パーセントから8パーセントに引き上げられることとなります。

(公社)全日本トラック協会といたしましては、平成25年12月9日に公正取引委員会に対し、転嫁カルテル・表示カルテルの届出を行いました。

つきましては、トラック運送事業において、運賃・料金のほか、消費税として運賃・料金の8パーセントを申し受けますので、貴団体傘下会員事業者の皆様に周知していただきますよう、ご理解、ご協力を宜しくお願い申し上げます。

謹白